## 様式2

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	産業振興課
契約締結年月日	令和6年4月30日
契約者名	株式会社 Sake Business Laboratory
契約名	「美酒美県やまなし」テロワールセミナー業務委託契約
契約金額 (税込み)	6,839,800円
随意契約理由	本業務の目的は、山梨ワイン・日本酒の産地特性(以下「山梨テロワール」という。)を科学的・歴史的観点から説明する資料を作成・PRし、情報発信力や市場への影響力が高い有識者(特に海外有識者)やメディア等から世界各国のワイン・日本酒業界関係者等に向けて、産地山梨の情報を発信してもらい、山梨ワイン・日本酒のブランドカ向上、輸出拡大の実現を図ることとしている。
	本業務では、令和6年7月12日*に山梨テロワールを 海外有識者やメディア、酒類関係者に周知するためのセミナー及びプロモーションイベント(以下「セミナー」という。)を開催予定である。 ※ セミナー前日まで日本ワインコンクールの審査会が県内で行われる予定であり、当該審査会の海外審査員(別途、一同に会する招聘は困難な有識者たち)のセミナー参加が事業目的の達成に必須であることから、セミナーの開催日は動かすことができない。
	本業務は、令和5年度に初めて実施した山梨テロワールに関する調査(以下「令和5年度調査」という。)で得られた結果に基づき、セミナーの資料作成・発表及びイベント企画・運営を行うものである。 テロワールの調査分析には、酒類に関する知見だけでなく、自然環境要因(気象条件、地質、土壌、地形、標高、生態系等)に関する学術的知識及び調査ノウハウが必要と

なり、複数の分野で高度な専門性が求められる。

令和5年度調査の公募型プロポーザルに応札したのが (株) Sake Business Laboratory (以下「SBL」という。) 1社のみであったように、受託可能な企業が特定されている状況である。

セミナーで行われる山梨テロワールのPRでは、専門的 見地に基づく令和5年度調査結果の発表及び質疑応答を 実施する必要があり、テロワールの調査分析に関する知見 に加え、山梨テロワールへの深い見識・理解が必要となる (ただ令和5年度調査の結果を読み上げれば良いという 話ではない)。

これら特殊な技能を有し、本事業を履行できるのは、令和5年度調査を受託したSBLをおいて他にない。

以上、SBLは本事業を遂行できる唯一の団体であり、 当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないことから、 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に より、随意契約を行うこととする。

また、同様の理由で見積合わせを省略する。

随意契約の適用条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号